

令和3年8月の大雨により被災した広島修道大学学生に対する諸納付金の減免（全額免除）について

令和3年8月の大雨により被災された皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、本学では、災害救助法が適用された地域に居住し被災された方に対して、被災状況により授業料等諸納付金を減免する制度を設けております。減免申請を希望される方は、下記の要領に従って申請してください。

記

1. 対象者

本学の正規学生で、次のいずれかに該当する場合

- (1) 主たる家計支持者（学資負担者）が「災害救助法適用地域」に在住し、被災した場合
- (2) 主たる家計支持者（学資負担者）が「災害救助法適用地域」に単身赴任又は出張等で被災した場合
注）主たる家計支持者（学資負担者）とは、大学に届け出ている保証人またはこれに代わる者とします

2. 対象となる被災内容

被災により次のいずれかに該当する場合

- (1) 主たる家計支持者（学資負担者）が死亡もしくは行方不明である場合
- (2) 主たる家計支持者（学資負担者）が6か月以上の長期療養中もしくは重度の障害を負っている場合
- (3) 主たる家計支持者（学資負担者）が所有する家屋が全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けた場合
- (4) 主たる家計支持者（学資負担者）が失業するなどして著しい家計急変があり、諸納付金納入が困難である場合

3. 減免の内容

- (1) 諸納付金のうち、授業料（大学院生は在学料）、施設設備資金、実験実習料（2015年度以前生）、**2021年度後期分及び2022年度前期分**について全額免除する。2021年度後期既納分は返金する。

4. 申請書類

- (1) 諸納付金減免申請書（所定用紙）
- (2) 主たる家計支持者（学資負担者）の収入に関する書類（源泉徴収票・所得証明書・確定申告書等の写し）
- (3) 被災により死亡したこと等を証明する書類（写し）（上記2の(1)に該当する方）
- (4) 医師の診断書（写し）（上記2の(2)に該当する方）
- (5) 被災証明書（写し）（上記2の(3)に該当する方）
- (6) 上記2の(4)に該当する場合は、学生センターまで必ずお問い合わせください。

5. 提出期限

（原則として）**2021年11月30日（火）**

一部そろわない書類があるときは期限までに必ずご相談ください。

6. 減免制度等の適用と他の奨学金との併用について

減免制度等の適用は、申請書類を確認のうえ決定します。適用者は、本学の修学奨学金、特別奨学金、短期特別奨学金との併用はできません。

7. その他

- (1) 状況に応じ、「広島修道大学学生にかかる弔慰金、災害見舞金等に関する取扱要領」に基づき災害見舞金を贈呈しますので、「災害見舞金口座振込依頼書」をあわせて提出してください。
- (2) 次の場合は、減免された金額について、減免を取り消し全額納付することになります。
 - ① 在学中に学則に定める処分を受けたとき
 - ② 申請書類に虚偽の申告をするなど要件を満たさない出願をして減免を受けたことが判明したとき

8. 問い合わせ先・申請書類送付先

広島修道大学 学生センター 〒731-3195 広島市安佐南区大塚東 1-1-1 電話 082-830-1117 以上